

指宿市魅力ある店舗づくり支援事業補助金

1 事業目的

魅力ある店舗等を創出し、創業や事業承継の支援を図るとともに、子育て環境の整備やバリアフリーの推進を通じて、地域経済の活性化及び地域の魅力向上に寄与することを目的とした事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 申請期間

令和7年5月1日(木)～令和7年7月31日(木)

申請期間経過後、審査会を開催し、支給対象者を決定します。(令和7年9月頃を予定)

3 補助対象者

以下の要件を全て満たすもの

- ①本市に住民登録のある個人又は法人開設届を提出している法人
- ②本市で事業を営む、又は営もうとする中小企業者※1
- ③改修等を行う店舗等の所有者又は使用者
- ④経営指導員からの経営指導を受け承認を得ていること
- ⑤補助対象経費の2分の1以上の金額相当分について、市内業者を利用して施工又は購入している者
- ⑥補助対象経費の合計が150万円(消費税等除く)を超えること

※1 対象業種は以下のとおり（日本標準産業分類の中分類に規定）

宗教・政治活動、性風俗関連、風営法の対象業種を除きます。

大分類	中分類
卸売業・小売業	各種商品小売業
	織物・衣服・身の回り品小売業
	飲食料品小売業
	その他の小売業
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業・飲食店 ※ 宿泊業については簡易宿所に限る。
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業

3 補助対象経費

別表1のとおり

4 補助率及び補助金額

- (1) 基本補助金額: 補助対象経費の 20 パーセント以内で、上限は 50 万円。
1,000 円未満の端数は切り捨て
- (2) 補助金額の加算: 次の条件に該当する場合、基本補助金額にそれぞれ 10 万円を加算。
- ① 店舗等の所在地が指宿市立地適正化計画の都市機能誘導区域内である場合
 - ② 創業または事業継承をした日から 1 年未満である場合
 - ③ 子育て環境整備工事またはバリアフリー工事（別表 2）を実施した場合
- ※ 同工事にかかった金額の範囲内で加算し、上限 10 万円とする。

5 申請手続き

- (1) 申請に必要となる書類
- ① 指宿市魅力ある店舗づくり支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（第 1 号様式）
 - ② 工事に係る領収書または工事請負契約書の写し
 - ③ 工事に係る事業費の内訳が分かる書類の写し
 - ④ 店舗の位置図及び平面図
 - ⑤ 着工前及び完成後の写真
 - ⑥ 工事内容が確認できる図面
 - ⑦ 賃貸借契約書の写し及び所有者の承諾書（賃貸店舗の場合）
 - ⑧ 創業または事業承継日が分かる書類（該当する場合）
 - ⑨ 経営計画書または創業計画（商工会議所または商工会の指導員との作成によるもの）
 - ⑩ 誓約書（第 2 号様式）
 - ⑪ 市税等の滞納がないことの証明書
 - ⑫ 市長が必要と認めるその他の書類

(2) 申請期限

本事業申請時点で竣工日（工事完成・出来上がり）から 1 年以内

(3) 申請回数

同一の補助対象者につき、申請は 1 回限り

6 他事業との併用

市、県、国等の他の補助事業との併用は認めない。ただし、本事業に係る経費が補助対象経費に含まれない場合はその限りでない。

別表 1

- (1) 新築, 増築, 改築等建物本体の躯体構造の新造又は改編を伴う工事
- (2) 床材, 内壁, 天井の張替え, 内装の塗装等
- (3) 襖, 障子, 網戸又は畳の張替え
- (4) 床, 壁, 窓, 天井等の断熱に関するもの
- (5) 扉の交換, ドアの電動化又は窓ガラス・サッシの交換
- (6) 間仕切りの変更
- (7) 厨房の改修又は給排水・衛生(換気を含む。)設備に関するもの
- (8) 給湯設備に関するもの又は電気・ガスに関するもの
- (9) エアコン(ビルトインタイプに限る。)の設置その他空調に関するもの
- (10) 洗面・トイレの改修又は水周りに関するもの
- (11) 理・美容業の客用椅子の取替え
- (12) 備品並びにじゅう器の購入及び設置に関する経費
- (13) 門扉又はブロック塀の設置, 駐車場の整備等
- (14) 植樹, 剪定等の植栽に関するもの
- (15) 外壁の塗り直し
- (16) 外構工事又は屋外設備の設置
- (17) 防犯用のカメラ又はライトの設置
- (18) 浄化槽の設置又は修繕
- (19) 室内カーテン, カーペット等の取替え
- (20) 事務用品の購入
- (21) ネットワーク・通信工事
- (22) 子育て環境整備工事及びバリアフリー工事(別表第3に掲げる工事)

別表 2

工事種別	整備箇所等	補助対象工事
子育て環境整備工事	キッズコーナー	子供を遊ばせるための区画を設置
	授乳スペース	授乳できる区画を設置
	おむつ交換スペース	ベビーキープ又はおむつ交換台を設置
バリアフリー工事	トイレ	次に掲げる全ての要件を満たすトイレ工事 (1) 車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という）が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。 (2) トイレに腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。 (3) トイレの出入口及び当該トイレが設置されている出入口は次に掲げる構造とすること。 ア 幅は、内法 80 センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できるものとする。 ウ 車椅子使用者が通行する際に支障となる段差がないこと。
	建物の出入口又は建物内の各室の出入口	次に掲げる全ての要件を満たす出入口工事 (1) 出入口の幅は、内法を 80 センチメートル以上とすること。 (2) 出入口に戸を設ける場合は、自動的に開閉するもの又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できるものとする。 (3) 車椅子使用者が通行する際に支障となる段差がないこと。

通路・廊下	次に掲げる全ての要件を満たす階段工事 (1) 幅を120センチメートル以上に拡幅すること。 (2) 車椅子使用者が通行する際に支障となる段差を解消すること。 (3) 手すりを設置すること。 (4) 滑りにくい材料で仕上げること。
階段（踊場を含む。）	次に掲げる全ての要件を満たす階段工事 (1) 手すりを設置すること。 (2) 滑りにくい材料で仕上げるこ と。